第14期



定時株主総会招集ご通知

日時

令和 6 年 6 月 26日 (水曜日) 午前 1 0時

場所

香川県高松市木太町2191番地1

高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名

選任の件

株主総会にご出席願えない場合

書面又はインターネット等により、事前に議決権を行使してくださいますよう お願い申しあげます。

書面又はインターネット等による議決権行使期限

令和6年6月25日 (火曜日) 午後5時30分まで

トモニホールディングス株式会社

証券コード:8600

株 主 各 位

香川県高松市亀井町7番地1

トモニホールディングス株式会社

代表取締役社長兼CEO 中 村 武

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

令和6年能登半島地震により、被災されました皆さまには心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト株主 総会招集通知掲載サイト

https://www.tomony-hd.co.jp/stock/kabushiki-soukai.html



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトに も掲載しておりますので、以下よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト東証ト場会社情報サービス

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



※上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「トモニホールディングス」又は「コード」に当社 証券コード「8600」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会 招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、令和6年6月25日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日 時 令和6年6月26日 (水曜日) 午前10時

場 所 香川県高松市木太町2191番地1

高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第14期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第14期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 乗

剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

以上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

^^^^^^

- ◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、電子提供措置 事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等 委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内



当日株主総会にご出席の場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を 会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげま す。

※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として行使する場合に限らせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席願えない場合は、下記の方法により、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。



郵送で議決権を 行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

*郵送で議決権を行使された場合の議決権行使書面において、 議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があった ものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

令和6年6月25日(火曜日) 午後5時30分到着分まで



インターネット等で 議決権を行使される場合



インターネット等で議決権を行使される場合 は、次頁の注意点をご確認のうえ、行使してい ただきますようお願い申しあげます。

行使期限

令和6年6月25日(火曜日) 午後5時30分受付分まで

インターネット等で議決権を行使される場合の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。なお、書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。また、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

記

I インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、下記のいずれかの方法によってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。)

1. QRコードを読み取る方法

- (1) スマートフォンで議決権行使書用紙に記載されたログイン用QRコードを読み取ってください。議決権 行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく、**議決権行使ウェ ブサイト(アドレスhttps://evote.tr.mufg.jp/)**にログインすることができます。 *「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- (2) 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「2. ログインID・仮パスワードを入力する 方法」をご確認ください。

2. ログイン I D・仮パスワードを入力する方法

- (1) パソコン又はスマートフォンから**議決権行使ウェブサイト(アドレスhttps://evote.tr.mufg.jp/)**に アクセスしてください。
- (2) 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) 株主さま以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使ウェブサイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。

3. 留意事項

- (1) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主さまのご負担となります。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

Ⅱ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記 I のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

システム等に関する | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) お 問 い 合 わ せ | フリーダイヤル 0120-173-027 (受付時間9:00~21:00、通話料無料)

第14期 (令和5年4月1日から) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社徳島大正銀行(以下「徳島大正銀行」といいます。)及び株式会社香川銀行(以下「香川銀行」といいます。)を含む連結子会社9社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

□ 金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、資源価格の高騰や海外経済減速の影響があったものの、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたこと等に伴い経済活動の正常化が進み、企業の設備投資や個人消費を中心に緩やかな回復基調となりました。また、年度後半には、日経平均株価がおよそ34年ぶりに最高値を更新するなど、明るい材料がみられるとともに、雇用・所得環境も徐々に改善しました。一方、金融市場においては、日米の政策金利差の拡大とともに円安が進行したほか、日本銀行による早期の金融政策正常化観測の高まり等を背景として、長期金利がおよそ10年ぶりの水準まで上昇しました。こうした中、年度末に日本銀行は、平成28年1月の導入決定以来、大規模な金融緩和策の柱となってきた「マイナス金利政策」を解除し、異例の金融政策を転換したことにより、今後は金利のある世界においていかに持続的な経済活動を展開していくかが、景気の先行きを大きく左右することとなります。

ハ 企業集団の事業の経過及び成果

当社は、当連結会計年度より3か年の第5次経営計画をスタートさせました。当計画は、グループ経営理念である「お客さま第一主義」「お客さまとともに成長」「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり"トモニ"を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けており、5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組んでおります。

当計画の1年目である当連結会計年度においては、グループ銀行が連携して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格の高騰等により影響を受けたお客さまへの資金繰り支援や経営改善支援を継続するとともに、「地域とトモニファンド」を活用した出資、トモニmini商談会や企業経営、医業経営、起業・創業セミナーの開催等により、お客さまの成長支援による

地域経済活性化への取組みを行いました。さらに、サステナブルファイナンスの推進をはじめとするお客さまの気候変動・環境問題への対応強化や大学・高等専門学校における金融セミナーの開催を通じて、持続可能な社会の実現に向けた取組みを行いました。また、銀行子会社を通じて、地域のお客さまの資金ニーズに対して引き続き積極的にお応えしていくため、自己資本を充実・強化して財務基盤を一層強化する目的で、公募等による増資を行いました。

このような経過を踏まえ、当連結会計年度は次のような営業成績をおさめることができました。

当連結会計年度における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことに加え、役務取引等収益が増加したこと、株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したこと等により、前期比10,163百万円増加して87,817百万円となりました。経常費用は、株式等売却損の減少等によりその他経常費用が減少したものの、外貨調達に伴う外国為替売買損及び国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したこと等により、前期比9,314百万円増加して66,289百万円となりました。その結果、経常利益は、前期比849百万円増加して21,528百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等の増加により前期比160百万円減少して14,008百万円となりました。

当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は、前期末比2,591億円増加して4兆8,104億円、純資産残高は、利益剰余金が増加したことに加え、増資により資本金及び資本準備金が増加したこと等により、前期末比301億円増加して2,774億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は前期末比1,904億円増加して4兆3,372億円、貸出金残高は前期末比1,605億円増加して3兆5,558億円、有価証券残高は前期末比43億円減少して6,872億円となりました。

なお、銀行子会社の損益等につきましては、次のとおりとなりました。

【徳島大正銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位:億円)

		令和4年度	令和5年度	増減
	経 常 収 益	433	478	45
	コア業務粗利益	303	317	14
 損	コア業務純益	127	138	11
算 無	経 常 利 益	112	120	8
	当期純利益	76	78	2
	本業利益(外貨調達コスト控除後)	78	86	8
	総 資 産	24,988	26,158	1,170
\	預金等(譲渡性預金を含む)	23,151	23,941	790
主要勘定残高 (末 残)	総 預 り 資 産	24,360	25,283	923
	貸 出 金	19,052	19,828	776
	有 価 証 券	3,718	3,821	103

【香川銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位:億円)

		令和4年度	令和5年度	増減
	経 常 収 益	287	344	57
	コア業務粗利益	230	242	12
 損	コア業務純益	88	93	5
担	経 常 利 益	88	95	7
	当 期 純 利 益	62	63	1
	本業利益(外貨調達コスト控除後)	58	64	6
	総 資 産	20,480	21,864	1,384
~ # # Ö # *	預金等(譲渡性預金を含む)	18,362	19,482	1,120
主要勘定残高 (末 残)	総 預 り 資 産	19,750	20,914	1,164
	貸 出 金	14,985	15,818	833
	有 価 証 券	3,182	3,034	△148

また、第5次経営計画において、次の目標とする経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでまいりました。当計画の1年目である当連結会計年度の実績は、以下のとおりであります。

<目標とする経営指標>

		令和8年3月期計画	令和6年3月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益(連結)	収益性	148億円	140億円
コア業務純益(銀行子会社単体合算)	収益性	223億円	231億円
本業利益(外貨調達コスト控除後)(銀行子会社単体合算)	収益性	141億円	150億円
ROE(連結)	効率性	5.0%以上	5.40%
コア業務粗利益〇HR(銀行子会社単体合算)	効率性	60%以下	58.59%
自己資本比率(連結)	健全性	9.0%以上	9.23%
預金等残高(銀行子会社単体合算)	成長性	4兆5,000億円以上	4兆3,424億円
貸出金残高(銀行子会社単体合算)	成長性	3兆6,000億円以上	3 兆5,647億円

- (注) 1. 本業利益(外貨調調達コスト控除後) =貸出金平残×預貸利鞘 外貨調達コスト+役務取引等利益 経費
 - 2. ROE=親会社株主に帰属する当期純利益(連結)/自己資本(純資産-新株予約権-非支配株 主持分)平残×100

二 企業集団の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、長く続いた低金利政策からの転換により今後は金利のある世界への対応が求められる一方で、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、業務の効率化も含めた経営基盤の強化と健全性の確保が求められております。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくとともに、お客さま本位の業務運営に一層取り組むことやお客さまのニーズに応じた質の高いサービスを提供することが求められております。このほか、ガバナンスの強化、人的投資・人材育成への取組み、気候変動問題や脱炭素社会への取組みなどサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。さらに、株式市場からは、投資者をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みが強く求められております。

こうした中、当社は、令和5年4月から3か年の第5次経営計画をスタートさせました。当計画は、グループ経営理念である「お客さま第一主義」「お客さまとともに成長」「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり"トモニ"を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けており、5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より速く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。また、第5次経営計画における各施策の取組みを通じて、収益力の向上や期待成長率の向上に努め、中長期的な企業価値の向上につなげてまいりたいと考えております。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経	常	収	益	68,523	68,163	77,654	87,817
経	常	利	益	14,493	19,132	20,679	21,528
親会当	社株主 期 約		する 益	9,984	13,062	14,168	14,008
包	括	利	益	24,034	4,080	3,299	21,211
純	資	産	額	243,183	245,730	247,356	277,466
総	道	Ĩ	産	4,407,903	4,596,057	4,551,361	4,810,452

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 令和5年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、令和2年度、令和3年度及び令和4年度における「経常収益」については遡及適用後の数値を記載しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営	業 収 益	2,356	2,125	2,137	2,564
	受取配当額	1,477	1,313	1,395	1,798
	銀行業を営む子会社	1,477	1,313	1,395	1,798
	その他の子会社	_	_	_	_
当	期純利益	1,573	1,148	1,394	1,754
1	株当たり当期純利益	円 銭 9.85	円 銭 7.16	円 銭 8.63	円 銭 10.28
総	資産	92,641	92,588	91,839	102,506
	銀行業を営む子会社株式等	89,326	89,326	89,326	99,783
	その他の子会社株式等	60	60	60	60

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

					当	年	度	末	
				銀	行	業	そ	の	他
使	用	人	数			2,020人			192人

(注) 「使用人数」は、就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社徳島大正銀行

			当	年	度	末
/	<u> </u>			店	うち出張所	
徳香	島	県		62	(4)	
台	知	宗 県		Z 1	(-)	
高愛	媛	県		2	(-)	
大	版 庫	府		26	(4)	
兵京	庫	県		9	(2)	
京	都	府		2	(-)	
東	京			4	(-)	
台		計		108	(10)	

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を93か所設置しております。

株式会社香川銀行

1-1-2-0						
			当	年	度	末
香愛徳高岡広	川媛島知山島			店 58 11 2 1 8	うち出張所 (6) (-) (-) (-) (-) (-)	ZIN
大東	阪 京	府 都		5 4	(-) (-)	
合		計		90	(6)	

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を105か所設置しております。

□ その他の事業

			当	年	度	末
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	島 川 媛 山 阪	県県県府計			店 5 5 1 1 2 14	

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

	銀	行	業	そ	の	他	合 計
設備投資の総額			3,308			62	3,370

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事	業	別	会 社 名	内容	金額
¢Η	<i>/</i> =	***	株式会社徳島大正銀行	店舗新設・改修等	1,179
銀	1 J	未	株式会社香川銀行	店舗新設・改修等	1,695

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況 該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
			百万円	%	
株式会社徳島大正銀行	徳島県徳島市	銀行業務	14,173	100.00	_
株式会社香川銀行	香川県高松市	銀行業務	14,105	100.00	_
トモニシステムサービス 株 式 会 社	香川県高松市	銀行業務に係るコンピュー ター業務	50	100.00	_
株 式 会 社 徳銀ビジネスサービス	徳島県徳島市	銀行各種事務受託、代行業 務	10	100.00	_
香川ビジネスサービス 株 式 会 社	香川県高松市	銀行各種事務受託、代行業 務	10	100.00	_
トモニリース株式会社	香川県高松市	リース業務	100	70.00	_
トモニカード株式会社	徳島県徳島市	クレジットカード業務	60	63.00	_
株 式 会 社 徳 銀 キ ャ ピ タ ル	徳島県徳島市	ベンチャーキャピタル業務	30	74.50	_
大 正 信 用 保 証 株 式 会 社	大阪市中央区	信用保証業務	10	100.00	_

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
 - 3. 連結対象子会社は上記の子会社等9社であり、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

Е	E	名	地位及び担当		重 要 な 兼 職	その他
中	村	正	ť	代表取締役社長兼CEO(最高経営責任者)	_	_
Ш	\blacksquare	径 男	=	代表取締役副社長	株式会社香川銀行取締役頭取(代表取締役)	_
板	東	豊彦	F	代表取締役副社長	株式会社徳島大正銀行代表取締役頭取	_
藤	井	仁 Ξ	Ξ	常務取締役経営企画部長	_	_
小	\blacksquare	寛明	1	常務取締役グループ戦略部長兼地域商社的金融機能担当	_	_
関		幹生	Ξ	常務取締役リスク・コンプライアンス部長	_	_
Ш	下	友 規	₹	常務取締役監査部長	_	_
井	上	佳昭	מ ב	取締役(社外取締役)	後記「社外役員の兼職その他の状 況」に記載のとおりであります。	_
多	\blacksquare	人志	<u>~</u>	取締役(社外取締役)監査等委員	_	(注2)
橋	本	潤子	2	取締役(社外取締役)監査等委員	後記「社外役員の兼職その他の状 況」に記載のとおりであります。	_
桑	島	洋輔	ŧ	取締役(社外取締役)監査等委員	<u>-</u>	(注3)
梶	野	佐也加		取締役(社外取締役)監査等委員	<u>-</u>	_

- (注) 1. 井上佳昭、多田人志、橋本潤子、桑島洋輔及び梶野佐也加の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、5氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 多田人志氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
 - 3. 桑島洋輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位:百万円)

区 分 L	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	9名	157	105	23	28
取締役(監査等委員)	6名	30	30	_	_
計	15名	187	135	23	28

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益(連結)」、「コア業務純益(銀行子会社単体合算)」及び「本業利益(外貨調達コスト控除後)(銀行子会社単体合算)」であり、各々の実績は14,008百万円(年度当初の計画10,800百万円に対して達成度合い129.7%)、23,186百万円(年度当初の計画17,850百万円に対して達成度合い129.8%)及び15,061百万円(年度当初の計画11,050百万円に対して達成度合い136.2%)であります。当該指標を選択した理由は、業績連動報酬等が各事業年度における業務執行に対する対価として支給するため、経営計画において目標とする収益指標である当該指標が各事業年度の会社の営業成績として定量的に測定することができる指標であるからであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプションであり、付与する新株予約権の個数の算定方法は、「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「5 当社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額2億5,000万円以内(うち社外取締役分は年額5,000万円以内。なお、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、この限度額とは別枠で、同総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプションの割当限度額を年額7,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、8名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月16日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてコーポレートガバナンス委員会にて審議し、その妥当性等について確認しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ 基本方針

取締役の報酬等は、トモニホールディングスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能することを主眼に置いた報酬体系とし、各人別の報酬等の決定に際しては、会社の営業成績、役位ごとの職責、各々の業務執行状況等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、非業務執行取締役の報酬等は、その職責等を踏まえ、基本報酬のみにより構成する。

□ 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、毎月支給する固定金銭報酬とし、各役位における報酬額は、職責、業務執行の有無、従業員給与の水準等を総合的に勘案して、各役位別に決定する。

ハ 業績連動報酬等 (金銭報酬) の内容及び額の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、各事業年度における業務執行に対する対価として、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する業績連動金銭報酬とし、各役位別の基本報酬に会社の営業成績(経営計画において目標とする収益性に関する経営指標の各事業年度の目標達成度合い)等を勘案して決定した支給倍率を乗じて算出した額に基づき、各々の業務執行状況及び営業成績への貢献度等に応じて、各人別に決定する。

二 株式報酬 (非金銭報酬) の内容及び数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える 時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を 高めることを目的として、在任期間中の事業年度ごと、一定の時期に一定の権利行使期間 を設定して付与し、退任時にあらかじめ設定した権利行使価格(1円)でトモニホールディングス㈱の株式が取得できる株式報酬型ストック・オプションとし、各役位別に定めた 基準額及びブラック・ショールズ・モデルにより算定した株式の公正価値に基づき、付与 する新株予約権の個数を各人別に決定する。

ホ 基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割 合の決定に関する方針

取締役の報酬等の構成割合は、同規模・同業種の会社の水準を参考として、上位役位ほど株式報酬の割合が高まる構成となるよう決定する。

へ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、社長(CEO)が各人別の報酬案を策定し、監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会が決定する。なお、決定に当たっては、コーポレートガバナンス委員会において、あらかじめそのプロセスの適切性について検証し、必要に応じて取締役会に対して提言等を行う。

監査等委員である取締役の報酬等については、実効性の高い経営監督機能の発揮を図るため、経営からの独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定額報酬とすることを基本方針としております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項 該当事項はありません。

(3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役の井上佳昭氏、並びに監査等委員である取締役の多田人志氏、橋本潤子氏、桑島洋輔氏、梶野佐也加氏との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約 該当事項はありません。
- □ 補償契約の履行等に関する事項 該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要等は、以下のとおりであります。

イ 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役及び監査役

- ロ 保険契約の内容の概要
 - i 被保険者の実質的な保険等負担割合 保険料は全額当社及び子会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ii 填補の対象となる保険事故の概要 被保険者がその職務の執行により行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法 律上の損害賠償金及び争訟費用について填補することとしております。ただし、被保険者 が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反する ことを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合の損害については填補されませ ん。
 - iii 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置 保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
井 上 佳 昭 (取 締 役)	大阪ガスケミカル株式会社 常勤監査役 JOカーボン株式会社 監査役 株式会社フルファイン 監査役 大阪燃気化学(上海)有限公司 監事 ミナベ化工株式会社 監査役 水澤化学工業株式会社 監査役 台湾大阪瓦斯化学股份有限公司 監察人 株式会社アドール 監査役 上記8社は大阪ガス株式会社のグループ会社であり、上記8社と当社との間 に重要な取引その他の関係はありません。
多 田 人 志 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
橋 本 潤 子 (取締役監査等委員)	アオイ電子株式会社 取締役監査等委員 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
桑 島 洋 輔 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
梶 野 佐也加 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
井 上 佳 昭 (取 締 役)	令和5年6月~ (9か月)	令和5年6月27日の取締役就 任以降に開催された取締役会 19回のうち18回出席、コー ポレートガバナンス委員会2 回のうち2回出席	大手ガスグループ会社において直接企業経営に関与された経験と大手金融グループの情報システム会社においてIT企業の経営に関与された経験から、適宜発言を行っております。
多田人志(取締役監査等委員)	令和5年6月~ (9か月)	令和5年6月27日の監査等委員である取締役就任以降に開催された取締役会19回のうち19回出席、監査等委員会15回のうち15回出席、コーポレートガバナンス委員会2回のうち2回出席	金融行政に従事された知識・経験から、適宜発言を行っております。
橋 本 潤 子 (取締役監査等委員)	令和元年6月~ (4年9か月)	当事業年度に開催された取締 役会25回のうち24回出席、監 査等委員会21回のうち20回出 席、コーポレートガバナンス 委員会4回のうち4回出席	企業法務専門の大学教授としての 見地から、適宜発言を行っており ます。
桑 島 洋 輔 (取締役監査等委員)	令和元年6月~ (4年9か月)	当事業年度に開催された取締 役会25回のうち25回出席、監 査等委員会21回のうち21回出 席、コーポレートガバナンス 委員会4回のうち4回出席	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。
梶 野 佐也加 (取締役監査等委員)	令和5年6月~ (9か月)	令和5年6月27日の監査等委員である取締役就任以降に開催された取締役会19回のうち19回出席、監査等委員会15回のうち15回出席、コーポレートガバナンス委員会2回のうち2回出席	弁護士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	30	_

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 476,000千株 発行済株式の総数 193.533千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

15,168名

(3) 大株主

サナの爪ねつけるむ	当 社 へ の	出資状況
株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト信託銀行株式会社(信託口)	23,226 千株	12.08 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,069	6.80
トモニホールディングス従業員持株会	7,429	3.86
日亜化学工業株式会社	4,938	2.56
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	3,097	1.61
株 式 会 社 A C N	2,714	1.41
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,483	1.29
損害保険ジャパン株式会社	2,114	1.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,103	1.09
日本ハム株式会社	2,045	1.06

- (注) 1. 「持株数等」は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 「持株比率」は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(公募等による新株式発行)

当社は、令和5年12月5日開催の取締役会において、公募による新株式発行及び当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を決議し、令和5年12月20日付で28,000,000株の払込みを受けました。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社への第三者割当による新株式発行を同時に決議し、令和5年12月29日付で同社から1,804,100株の払込みを受けました。

この結果、当事業年度において発行済株式数が29,804,100株増加し、当事業年度末において発行済株式総数が193.533.011株となっております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬 等	そ	の	他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員 久保 暢子 指定有限責任社員・業務執行社員 永里 剛 指定有限責任社員・業務執行社員 刀禰 哲朗	11		(注4) (注5)	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
 - 3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、110百万円であります。
 - 4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。
 - 5. 監査等委員会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行った上で、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約 該当事項はありません。
- 補償契約の履行等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を、同委員会が策定した「会計監査人の評価及び選定等基準」に基づき総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。このような観点から、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(令和6年3月31日現在) 連結貸借対照表

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	462,733	預金	4,212,649
商品有価証券	399	譲渡性預金	124,618
金 銭 の 信 託	1,166	コールマネー及び売渡手形	27,000
有 価 証 券	687,210	借 用 金	138,242
貸 出 金	3,555,880	外 国 為 替	35
外 国 為 替	4,371	その他負債	21,056
リース債権及びリース投資資産	12,076	賞 与 引 当 金	341
その他資産	53,712	役 員 賞 与 引 当 金	110
有 形 固 定 資 産	37,165	退職給付に係る負債	142
建物	18,030	睡眠預金払戻損失引当金	90
土地	15,631	偶 発 損 失 引 当 金	167
リース資産	1,631	繰延税金負債	465
建設仮勘定	236	再評価に係る繰延税金負債	808
その他の有形固定資産 無 形 固 定 資 産	1,634 747	支 払 承 諾	7,257
	580	負債の部合計	4,532,986
ソ フ ト ウ ェ ア その他の無形固定資産	166	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	9,399	資 本 金	30,228
操 延 税 金 資 産	304	資 本 剰 余 金	31,116
支払・水・ボ・貝・煙・	7,257	利 益 剰 余 金	207,305
貸倒引当金	△21,971	自 己 株 式	△490
	_1,01	株主資本合計	268,160
		その他有価証券評価差額金	2,056
		繰延へッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,423
		退職給付に係る調整累計額	2,477
		その他の包括利益累計額合計	5,957
		新 株 予 約 権	1,048
		非 支 配 株 主 持 分	2,300
		純 資 産 の 部 合 計	277,466
資 産 の 部 合 計	4,810,452	負債及び純資産の部合計	4,810,452

(令和 5 年 4 月 1 日から) 連結損益計算書

科	B	金	額
			<u>每</u> 87,817
一 資 金 運	用収益		07,017
	金 利 息		
有価証券	利息配当金		
預している。	金 利 息		
	の受入利息		
後務 取	引等収		
その他	業務 収益		
その他	経 常 収 益		
償却債	権取立益		
その他の 経 常			66,289
			00,289
資 金 調 預 金			
•			
•	息及び売渡手形利息 取 引 支 払 利 息	·	
情 券 貸 借 ¹ 借 用	取 引 支 払 利 息 金 利 息		
• • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
役 務 取	引 等 費 用		
そ の 他 営 業	業務費用		
	経 費 月 月		
	当 金 繰 入 名 の 経 常 費 月		
			21 520
経常	利金		21,528
特 別 宗 ※	利益		2
固定資	産 処 分 益		227
特 別 宗 ※	損 労 産 処 分 損		337
固定資			
減 損 粉 奈 笠 調 敷 :	損 <i>労</i> 前 当期 純利 益		24 104
			21,194
	等調整 割		7.004
│ 法 人 税 │ │ 当 期	等合言		7,084
1 -	吨 利 益		14,109
非支配株主に帰り			101
親会社株主に帰り	禹 9 る 当 期 純 利 五	t	14,008

第14期末(令和6年3月31日現在)貸借対照表

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,619	流 動 負 債	98
現 金 及 び 預 金	1,555	未 払 金	49
前払費用	10	未 払 費 用	4
その他	1,053	未払法人税等	7
固定資産	99,886	預り金	3
		賞 与 引 当 金	9
有形固定資産	5	役員賞与引当金	23
建物	3	負債の部合計	98
車 輌 運 搬 具	0	(純資産の部)	
工具器具備品	1	株 主 資 本	101,359
投資その他の資産	99,880	資 本 金	30,228
関係会社株式	99,843	資本剰余金	69,172
 繰延税金資産	33	資 本 準 備 金	15,239
その他	2	その他資本剰余金	53,932
\ \frac{1}{2}	_	利 益 剰 余 金	2,448
		その他利益剰余金	2,448
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,448
		自 己 株 式	△490
		新 株 予 約 権	1,048
		純 資 産 の 部 合 計	102,408
資産の部合計	102,506	負債及び純資産の部合計	102,506

第14期 (令和5年4月1日から) 損益計算書

	科 目			金	額
営	業	収	益		2,564
関	係 会 社	受 取 配 当	金	1,798	
関	係 会 社	受 入 手 数	料	766	
営	業	費	用		766
販	売 費 及	び 一 般 管 理	費	766	
営	業	利	益		1,798
営	業	外 収	益		3
受	取	利	息	0	
雑		収	入	3	
営	業	外費	用		43
株	式	交 付	費	43	
そ		0	他	0	
経	常	利	益		1,757
税	引 前 当	期 純 利	益		1,757
法人	税、住馬	民税及び事業	税	7	
法	人 税	等 調 整	額	△3	
法	人 税	等 合	計		3
当	期	純 利	益		1,754

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年5月13日

トモニホールディングス株式会社 取 締 役 会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 暢 子業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永 里 剛

指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗 業務執行社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書

類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算 書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、 並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和6年5月13日

トモニホールディングス株式会社 取 締 役 会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 暢 子業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗 業務執行社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受けたほか、「監査法人のガバナンス・コード」への対応等についても必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結 貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしまし た。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月13日

トモニホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員(社外取締役) 多田人志印

監査等委員(社外取締役) 橋 本 潤 子 印

監査等委員(社外取締役)桑島洋輔印

監査等委員(社外取締役) 梶 野 佐也加 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

第14期の期末配当につきましては、株主のみなさまの日頃のご支援にお応えするため、 当期の業績等を勘案し、当社普通株式1株につき50銭増配し、以下のとおりといたしたい と存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円50銭といたしたいと存じます。この場合の配当総額は、1,056,860,167円となります。

なお、中間配当金として1株につき金5円50銭をお支払いしておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は1株につき金11円となり、前期に比べて1株につき1円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和6年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案においては同じ。)全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名(うち社外取締役1名)の選任をお願いいたしたいと存じます。 本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任で あるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号			氏	名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	なか 中	むら		たけし	再 任 男 性	代表取締役社長兼CEO(最高経営責任者)	25/25回 (100%)
2	やま	Æ ⊞	^{みち} 径	男	男 性	代表取締役副社長	23/25回 (92%)
3	板	東	とよ 曲 豆	oz 彦	男 性	代表取締役副社長	25/25回 (100%)
4	藤	井	<u>v e</u>	<u>ж</u>	男 性	常務取締役経営企画部長	25/25回 (100%)
5	当 \	Æ ⊞	寛	ь e	再 任 男 性	常務取締役グループ戦略部長兼地域商社的金融機能担当	25/25回 (100%)
6	やま	<i>∪t</i>	たも	規	再 任 男 性	常務取締役監査部長	25/25回 (100%)
7	* HA	ぉゕ <mark>ゴ</mark>		ozzl 均	新 任 男 性	_	_
8	并	^{うえ} 上	* b 佳	あき 日子	再任社外男性	取締役(社外)	18/19回 (94%)

候補者	氏	/		名	略歴、当社における地位及び担当	所有する
番号 1	なか	年 村 388年7 再 男		titl 武 3日生)	(重要な兼職の状況) 昭和61年4月 日本銀行入行 平成10年5月 同行政策委員会室秘書課調査役 平成11年7月 同行大阪支店営業課調査役 平成14年7月 同行経営企画室総務課調査役 平成16年4月 同行経営企画室総務課企画役 平成16年7月 同行政策委員会室 業務・組織運営担当 企画役 平成18年8月 同行文書局参事役 平成19年4月 同行文書局参事役 平成21年7月 同行高松支店長 平成22年7月 同行高松支店長 平成22年7月 同行金融機構局参事役 平成25年5月 同行業務局審議役 平成25年5月 同行業務局長 平成27年6月 同行文書局長 平成27年6月 同行文書局長 平成27年6月 同行文書局長 一成27年6月 同行文書局長 一成27年6月 同行文書局長 一成27年6月 同行文書局長 一成27年6月 同行支書局長 一成27年6月 同行支書局長 一成27年6月 同行支書局長 一成27年6月 同行支書局長 一成27年6月 同行支書局長 中成27年6月 同行支書局長 中成27年7日 同行支	当社株式の数 46,000株
2	**ま 山 (昭和3	52年1. 再 男	任	男 2日生)	昭和55年4月 (株香川相互銀行(現 株香川銀行)入行 平成12年2月 同行川之江支店長 同行制金支店長 平成14年2月 同行 基通寺支店長 平成16年2月 同行 九亀支店長兼丸亀西支店長 平成17年7月 同行人事研修部長 同行財務役人事研修部長 平成20年6月 同行常務取締役企画本・人事研修部担当 平成21年4月 同行常務取締役管理本部長 兼総務部長 平成21年4月 同行常務取締役管理本部長 東成25年4月 同行常務取締役管理本部長 平成25年4月 同行常務取締役管理本部長 平成29年6月 同行常務取締役管理本部長 令和2年6月 同行常務取締役の (代表取締役) 営業本部長 令和2年6月 同行常務取締役の (代表取締役) (現任) 当社取締役副社長 (現任) 「重要な兼職の状況) (株表取締役) (根表取締役) (大表取締役) (大表取締役) (株本書とした理由) これまで当社の取締役頭取 (代表取締役) (候補者とした理由) これまで当社の取締役副社長として当社グループの経営を担うととも に、当社の子会社である(株香川銀行の取締役頭取として銀行子会社の経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体及び銀行全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	42,300株

候補者	氏			名	略歴、当社における地位及び担当	所有する
番号		年	月	∃)	(重要な兼職の状況)	当社株式の数
3	ばた 板 (昭和4	東 14年 9	とよ曲口	で彦	平成5年4月 (株徳島銀行(現 株徳島大正銀行)入行 平成17年2月 同行洲本支店長 東京事務所長 同行東京支店長兼東京事務所長 平成21年4月 同行人事部長 平成22年6月 同行執行役員人事部長 平成23年6月 同行取締役執行役員総合企画本部長兼リスク統括本部長 平成25年6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼事査本部長 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査本部長 可行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査本部長 平成27年6月 同行専務取締役審査本部長 平成27年6月 同行専務取締役審査本部長 平成27年6月 同行専務取締役審査本部長 同行代表取締役事務審査本部長 同行代表取締役事務審査本部長 令和2年1月 同行中務取締役審査本部長 令和2年1月 同行代表取締役専務 (現任)当社取締役副社長 (現任)(重要な兼職の状況)(株徳島大正銀行代表取締役頭取(保補者とした理由) これまで当社の取締役副社長として当社グループの経営を担うととも に、当社の子会社である(株徳島大正銀行の取締役頭取として銀行子会社の経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体及び銀行全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	19,500株
4	藤(昭和3		4月1	<u>等</u> 三 1日生)	昭和62年4月 (㈱第一勧業銀行(現 ㈱みずほ銀行)入行 平成9年8月 (㈱徳島銀行(現 ㈱徳島大正銀行)入行 平成14年2月 同行企画部次長 平成18年7月 同行企画部副部長 平成21年2月 同行企画部副部長 平成22年4月 当社経営企画部副部長 平成24年6月 (㈱徳島銀行(現 ㈱徳島大正銀行)取締役 執行役員企画部長 平成27年8月 同行取締役人事部付部長 当社経営企画部長 平成28年6月 (㈱徳島銀行(現 ㈱徳島大正銀行)取締役 当社収締役経営企画部長 平成28年6月 (㈱徳島銀行(現 ㈱徳島大正銀行)取締役 当社財務取締役経営企画部長(現任) (候補者とした理由) これまで当社の常務取締役として経営企画部門を担当しグループ全体の経営管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での企画部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	11,800株

/	-					= + + =
候補者	氏	左	月	名 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
田 写	(生	平			田和60年4月 (株)三和銀行 (現 株)三菱UFJ銀行) 入行	ヨ仕休式の数
					中成100年4月 ㈱三和銀11 (現 ㈱三菱OFJ銀1) 入1] 平成17年4月 ㈱UFJ銀行 (現 ㈱三菱UFJ銀行) 枚方	
					法人営業部長兼枚方支店長	
					平成18年 1 月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) 枚方支	
					社長	
					平成19年5月 同行総務部秘書室(大阪)室長	
	お	だ	ひろ	あき	平成22年10月 同行福岡支店長	
	ハ	\mathbf{H}	ひる 寛	明	平成24年9月 同行芦屋支店長	
	(昭和3				平成26年11月 (㈱大正銀行(現(㈱徳島大正銀行)入行	
	(50100	, , ,	,,,,,,	о <u>ш</u> ,	同行本店営業部長	
5		雨	任		平成27年 6 月 同行取締役本店営業部長	19,600株
		1-3	IT		平成30年 2 月 同行常務取締役 本店営業部担当	
		m =	性		令和元年6月 当社取締役	
		男	生		令和2年1月 当社常務取締役 地域商社的金融機能担当	
					令和2年6月 当社常務取締役グループ戦略部長兼地域商社的金融機能	
					担当(現任)	
					(候補者とした理由) これまで当社の常務取締役としてグループ戦略部門及び地域商社的金	
					これまで当社の吊拐取締役としてアルーノ戦略的「及び地域問社的金 融機能を担当しグループ全体の成長戦略の実現に大きな貢献を果たして	
					きた実績と銀行子会社での営業推進部門における幅広い経験等を踏ま	
					え、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	
					昭和63年4月(㈱香川相互銀行(現 ㈱香川銀行)入行	
					平成17年2月 同行滝宮支店長	
					平成18年 7 月 同行倉敷支店長	
					平成21年10月 同行弁天町支店長	
					平成24年 4 月 同行執行役員弁天町支店長	
	やま	した	とも	き	平成25年 4 月 同行コンプライアンス統括部長	
	iΠ	下	友も	規	当社リスク・コンプライアンス部副部長	
	(昭和3				平成29年4月 ㈱香川銀行個人営業企画部長	
	(00.10.	JO-	,,,,,	υ⊥/	当社グループ戦略部副部長	
6		声	任		令和元年6月 ㈱香川銀行事務システム部長	12,500株
		1.7	IT		当社経営企画部副部長 令和 2 年 6 月 (㈱香川銀行取締役事務システム部長	
		m	性		予和 2 年 6 月 例替川銀打取締役事務システム副長 令和 3 年 6 月 当社取締役監査部長	
		五	壮土		令和 4 年 6 月 当社常務取締役監査部長 (現任)	
					(候補者とした理由)	
					これまで当社の取締役及び常務取締役として内部監査部門を担当して	
					ループ全体の内部管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀	
					行子会社でのコンプライアンス部門、営業推進部門、事務・システム部	
					門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任である	
					と判断しました。	

候補者	氏		_	名	略歴、当社における地位及び担当	所有する
番号	(生	年		日)	(重要な兼職の状況)	当社株式の数
7	喜(昭和	41年7	7月15年	均 5日生)	平成元年4月 (株日本債券信用銀行(現(株)あおぞら銀行)入行	5,000株

候補者	氏			名	略歴、当社における地位及び担当	所有する
番号		年	月		(重要な兼職の状況)	当社株式の数
		^{うえ} 上 835年8	t 佳 3月20 任 外	あ き	国報の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	ン ク 社 社 支 配

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 井上佳昭氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 井上佳昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - 4. 当社は、非業務執行取締役である井上佳昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、井上佳昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 会社役員に関する事項」中の「(5)役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)スキル・マトリックス(取締役会が備えるべきスキル・専門性) 社内取締役(候補者を含む。)が経験(担当役員又は所管部長等)を有する分野、社外取締役 (候補者を含む。)に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

		E	E 4	名		企業経営/ 経営戦略	コーポレート ガバナンス	法務/ リスク管理	財務/	金融/	サステナ ビリティ	地方創生/ 営業/ 顧客支援	人事/ 人材育成	IT/ デジタル	市場運用
	中	村		武	男性	0	0	\circ	\circ	\bigcirc	0		0	0	0
監	Ш	\blacksquare	径	男	男性	0	0	\circ	\bigcirc	\bigcirc	0	\circ	0	0	0
監査等委員でな	板	東	豊	彦	男性	0	0	\circ	0	\circ	0	\circ	0	0	0
委	藤	井	仁	Ξ	男性	0	\circ		\circ	\bigcirc	0				
でか	小	\blacksquare	寛	明	男性	0				\circ	0	\circ			
(1	Ш	下	友	規	男性	0	0	\circ		\circ		\circ		0	
取締役	喜	岡		均	男性	0		0	0	\circ	0	0			
役	井	上	佳	昭	社外 男性	0	0							0	
監査	多	\blacksquare	人	志	社外 男性		0			0	0				
す委員で	橋	本	潤	子	女性		0	0			0				
監査等委員である取締役	桑	島	洋	輔	社外 男性		0		0			0			
締役	梶	野	佐せ	3加	女性		0	0			0				

※スキル・専門性の詳細

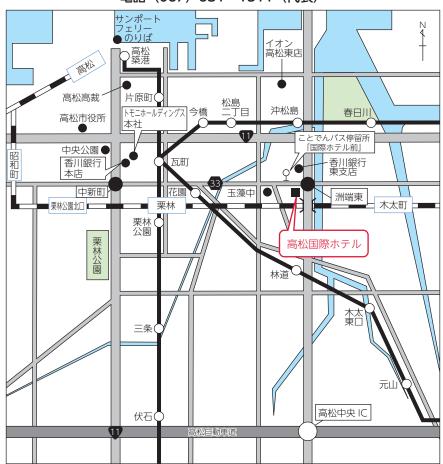
** > < 1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
スキル・専門性	詳細
企業経営/経営戦略	企業経営経験の有無、経営戦略立案・実行に関する専門性
コーポレートガバナンス	コーポレートガバナンス(企業統治・経営管理)に関する専門性
法務/リスク管理	法務、リスクマネジメントに関する専門性
財務/会計	財務、会計に関する専門性
金融/経済	金融、地域経済に関する専門性
サステナビリティ	ESG、SDGs、環境保全、公正取引、危機管理に関する専門性
地方創生/営業/顧客支援	地方創生、法人・個人営業、営業戦略、融資審査、企業再生・支援に関する専門性
人事/人材育成	人事・労務管理、人材育成、人権に関する専門性
I T / デジタル	IT、デジタルに関する専門性
市場運用	市場運用に関する専門性

以上

株主総会 会場ご案内図

高松国際ホテル 新館 2 階 瀬戸の間 香川県高松市木太町2191番地1

電話(087)831-1511(代表)



JR高松駅から

- ●タクシー 約15分
- ●路線バス 約20分

ことでん瓦町駅から

- ●タクシー 約10分
- ●路線バス 約10分

高速道路から

●高松自動車道「高松中央 I C」より車で約10分